

子育てに関する市議会からの提言（令和4年度）

文教環境委員会

- ・部活動の地域移行について



地域福祉委員会

- ・児童虐待防止への取組について



鈴鹿市議会 子ども条例への取組み

□令和元年度 市への提言

- ・ 鈴鹿市議会子ども条例の制定を念頭に、虐待など、子どもを取り巻く課題と、その課題を解決するための取組を全庁的に整理すること。
- ・ 条例の制定の検討に当たっては、庁内組織をはじめ、民間機関、市民などから幅広く意見聴取を行い、市全体の事業の検証も合わせて行うこと。

市議会では早くから子ども条例の必要性を提言しています。

いま市議会（委員会）では、市の子ども条例（仮称）制定に対して、先進地の事例などを参考にしながら議論をしています。



「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の 制定に向けた準備

昨年末から鈴鹿市は、子どもが権利の主体として尊重され、安心して健やかに育つことができるよう、子どもや子育てにやさしいまちづくりの実現を目指し、「鈴鹿市子ども条例（仮称）」の制定に向け、検討委員会の設置やアンケート実施など、準備を進めています。



子ども条例ってなに？

- ・子どもの権利保障や子育て支援を明確に表明し、子どもたちの健やかな育ちを地域社会全体で支えるという意識の醸成を図るためのものです。

【県内の事例】

- 三重県 「三重県子ども条例」 (H23制定)
- 伊賀市 「伊賀市子ども健全育成条例」 (H17制定)
- 名張市 「名張市子ども条例」 (H18制定)
- 東員町 「みんなと一歩ずつ未来に向かっていく
東員町子ども権利条例」 (H27制定)

